

にし阿波・新商品等開発支援事業助成金 申請要領

1. 趣旨
美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町（以下、「にし阿波」という）の地域産品（農産物、加工品等）を活用した新商品等の開発に取り組み、にし阿波地域の活性化につながる事業を促進するため、助成金を交付します。
2. 助成対象者
助成対象者は、にし阿波管内に主たる店舗や事業所を有する法人、団体又は個人であり、税金の未納のない者としします。
なお、次に該当する場合は対象外としします。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条に規定する暴力団又は暴力団と関係がある場合等
 - ② 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
 - ③ 法令遵守上の問題を抱えている者
3. 助成対象期間
原則、交付決定の日から令和8年1月30日（金）までに実施される事業が対象です。
4. 助成率及び上限額
助成対象経費の4分の3以内で、上限額は15万円とします（千円未満切捨て）。
5. 助成対象経費
助成対象経費は、次に記載のものとしします。ただし、原則、交付決定後から令和8年1月30日（金）までに支出が完了したものに限ります。
 - ① 新商品の開発に要する経費（原材料・機器リース料など）
 - ② 新パッケージの開発に要する経費（デザイン料など）

また、次の経費は助成対象外としします。

 - ① 家庭用電気製品など、汎用性のある備品の購入費
 - ② 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の調達に係る経費
 - ③ 消費税及び地方消費税相当額
 - ④ 補助事業の目的に合致しないもの
 - ⑤ 交付決定日より前に発注・契約・購入・支払い（前払いを含む）等を実施したもの
 - ⑥ その他、社会通念上、不適切と認められるもの
6. 事業計画の提出について
助成金の交付を希望する場合は、令和7年6月30日（月）までに、次の書類を提出してください。
 - ① 事業計画書
 - ② 収支予算（見込）書

※事業内容を審査の上、助成対象事業を決定します。
※法令上実施可能な事業が対象です。
※審査は、
・にし阿波地域の活性化につながる事業
・事業実施により期待される効果（地域への波及効果など）
・業務遂行の確実性
・予算の妥当性
などの観点から、提出された書面により行います。
なお、審査結果の内容についての問合せには応じかねますので、あらかじめご了承ください。
7. 交付申請について
結果通知で採択となった場合は、別途指定する期日までに、次の書類を提出してください。
 - ① 交付申請書類等チェックリスト
 - ② 交付申請書（様式第1号）
 - ③ 事業計画書（事前審査の提出書類）の写し
 - ④ 収支予算（見込）書（事前審査の提出書類）の写し
 - ⑤ 助成金所要額調書
 - ⑥ 審査結果通知の写し
 - ⑦ 誓約書（様式第2号）
 - ⑧ その他、会長が必要と認めるもの

※審査結果通知で採択となった事業のみ交付申請の受付をします。

8. 助成金の交付決定
申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは助成金の交付決定を行います。
※助成金の交付予定額は取組完了後の最終的な助成金交付額を決定・保証するものではありません。

9. 助成事業の遂行
助成対象事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない、助成金を他の用途へ使用することはありません。
申請内容を変更・中止する場合や助成事業者の情報を変更した場合には、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により、承認を受ける必要があります。
また、必要に応じて、事業の遂行状況について報告を求められます。

10. 実績報告書の提出
助成事業完了後30日以内に、次の書類を提出してください。

- ①実績報告書類等チェックリスト
- ②実績報告書（様式第4号）
- ③事業実績報告書
- ④収支決算書
- ⑤契約書、領収書等（契約日、支払日などが確認できる書類）の写し
- ⑥成果物の写真（事業内容が確認できるもの）

※対象経費は、原則、交付決定後から令和8年1月30日（金）までに支出が完了したものに限りま

す。
※立入検査を行う場合がありますので、助成事業の証拠書類は整理保存してください。

11. 助成金の請求
実績報告書等の提出資料の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適正と認められた場合には、額の確定を行います。額の確定通知書を受領した後、請求書（様式第5号）を提出してください。

12. 注意事項
- ①助成事業に係る経理の収支状況を記載した会計帳簿その他関係書類は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
 - ②採択された場合であっても、予算の都合等により減額される場合があるため、交付申請額が必ずしも交付決定額となるものではありません。
 - ③次のいずれかに該当するときは、当該助成金の全部若しくは一部の決定の取消しを行います。
 - ア 交付決定の内容に違反したとき
 - イ 助成金を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保にしたと認められたとき
 - ④偽りその他不正の行為があったとき、その他要綱、要領に違反したと認められるときは、助成金の返還を命ずることができることとします。

13. その他
この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めることとします。

14. 事業計画受付期間
令和7年5月30日（金）から令和7年6月30日（月）（必着）まで

15. 提出方法
電子メール又は郵送にて提出してください。
※郵送の場合は、簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で送付してください。
※電子データで提出する場合は、PDFに変換の上、提出してください。
※申請書類の到達の有無に関するお問い合わせについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

16. 提出先・問合せ先
にし阿波・地域連携ビジネス創出支援事業運営協議会事務局
（徳島県西部総合県民局地域創生観光部＜美馬＞にし阿波振興担当内）
住所：徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
電話：0883-53-2397
Mail：seibu_c_mm@pref.tokushima.lg.jp

(事業の流れ)

申
請
者

【事業計画書の提出】

(1) 事業計画書等の提出

提出期限: 令和7年6月30日(必着)

(2) 審査

(3) 審査結果通知書の送付

【交付申請】

※(3)で採択となった事業のみ
交付申請の受付をします。

(4) 交付申請書の提出

(5) 交付決定通知書の送付

(6) 事業の実施

実施期限: 令和8年1月30日

(7) 実績報告書の提出

提出期限: 事業完了後30日以内

(8) 審査

(9) 額の確定通知書の送付

(10) 請求書の提出

(11) 助成金の振込

協
議
会